

鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県境港利用促進支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、境港貿易振興会（以下「振興会」という。）が行う境港利用経費助成等の事業について、その経費の一部を助成することにより、境港の更なる利用拡大を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱における次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 境港外貿定期航路
境港と他国の港との間を定期的に運航している韓国航路、中国航路及び環日本海圏貨客船航路をいう。
- (2) 荷主
直接貿易においては船荷証券に荷送人又は荷受人として記載のある者、もしくは間接貿易においては船荷証券に記載のない輸送貨物の起点となる荷送人または終点となる荷受人のうち1者とする。
- (3) TEU
20フィートコンテナ1本を1TEU、40フィートコンテナは2TEUとする。
- (4) RORO機能
貨物の積み下ろしのために船尾等に装備された船体と岸壁を繋ぐ傾斜路を利用して、トラックやトレーラーが船内に直接自走、あるいはフォークリフトを用いて荷役が可能な機能。

(補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対して同表の第4欄に定める額以上の間接補助金を交付する振興会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、前項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）の額に同表の第5欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年4月15日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内

容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金	

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助金の増額を伴うもの
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までにしなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

(間接補助金の支払い)

第12条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月16日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月29日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行し、平成26年7月4日以降の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行し、令和元年10月9日以降の事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月20日から施行し、令和元年11月28日以降の事業から適用する。
- 2 環日本海圏貨客船航路の令和元年11月28日からの休航に伴う暫定措置として、当該航路から境港外貿定期航路のコンテナ船による輸送に切り替えた事業実施主体に対して、当該航路休航期間中に限り、環日本海圏航路利用陸送経費助成事業による国内輸送の助成が適用できるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月19日から施行し、令和2年度事業から適用する。ただし、次項に規定する暫定措置については、令和元年11月28日以降の事業から適用する。
- 2 環日本海圏貨客船航路の令和元年11月28日からの休航に伴う暫定措置として、当該航路から境港外貿定期航路のコンテナ船による輸送に切り替えた事業実施主体については、境港新規利用企業助成事業が適用日から1年間、又は、当該航路が再開するまでのいずれか早い日まで、継続して利用できるものとする。

別表（第4条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助額	5 補助率
①境港新規利用企業助成事業	荷主	境港外貿定期航路を新たに利用した国内に事業所を有する事業実施主体に対し、輸出入に要する経費の一部	1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき500千円を上限とする）	10/10
②境港小口混載貨物利用促進助成事業		境港の外貿定期航路のコンテナ船混載輸送を利用した国内に事業所を有する事業実施主体に対し、輸出入に要する経費の一部	船荷証券で算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立方メートルあたり、直行便については1千円（1事業実施主体につき100千円を上限とする）、積替便については4千円（1事業実施主体につき200千円を上限とする）	
③境港利用拡大助成事業		境港外貿定期航路のコンテナ船を利用して貨物量を増加させた国内に事業所を有する事業実施主体に対し、輸出入に要する経費の一部	前年より10TEU以上増加した事業実施主体を対象に、増加した貨物について、1TEUあたり10千円（1事業実施主体につき2,000千円を上限とする）	
④上海向け貨物利用促進助成事業		境港新規利用企業助成事業及び境港利用拡大助成事業の対象事業実施主体に対し、中国航路利用により上海との輸出入に要する経費の一部	境港新規利用企業助成事業及び境港利用拡大助成事業の対象貨物で中国航路利用により上海との輸出入を行う貨物について、1TEUあたり5千円を追加（境港新規利用企業助成事業については、1事業実施主体につき125千円、境港利用拡大助成事業については、1事業実施主体につき1,000千円を上限とする）	
⑤コンテナ航路広域荷主陸送費助成事業		境港新規利用企業助成事業及び境港利用拡大助成事業の対象事業実施主体に対し、鳥取県（倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡）及び島根県（松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡）より遠隔の地域を起点・終点とする国内輸送に要する経費の一部	境港新規利用企業助成事業及び境港利用拡大助成事業の対象貨物で遠隔の地域を起点・終点とする国内輸送を行う貨物について、1TEUあたり5千円を追加（境港新規利用企業助成事業については、1事業実施主体につき125千円、境港利用拡大助成事業については、1事業実施主体につき1,000千円を上限とする）	
⑥国際フェリー・RORO機能船貨物利用促進助成事業		（1）境港外貿定期航路のRORO機能を新たに活用して輸送した国内に事業所を有する事業実施主体に対し、輸出入に要する経費の一部。	1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき年間6,500千円を上限とし、利用を開始した年度から3年以内とする） ただし、小口貨物は、船荷証券において算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立法メートルあたり1千円、自走により船積みする貨物は、4台あたり20千円とする	
		（2）境港外貿定期航路のRORO機能を活用して輸送した国内に事業所を有する事業実施主体（（1）に該当する者を除く。）に対し、輸出入に要する経費の一部。	ア 前年より増加した貨物については、1TEUあたり20千円（1事業実施主体につき年間6,500千円を上限とする） イ 年間20TEUを超える輸送については、前年より増加した貨物を除き、1TEUあたり10千円（1事業実施主体につき年間1,000千円を上限とし、利用を開始した年度から3年以内とする） ただし、小口貨物は、船荷証券において算定された海上運賃の元となる重量1トン又は容積1立法メートルあたり1千円、自走により船積みする貨物は、4台あたり20千円とする	
⑦環日本海圏航路利用陸送経費助成事業	荷主	環日本海圏貨客船航路を利用した国内に事業所を有する事業実施主体に対し、境港の利用を開始した年度から3年以内に支出した国内輸送に要する経費の一部	ア 鳥取県（倉吉市、東伯郡、米子市、境港市、西伯郡、日野郡の区域に限る）及び島根県（松江市、安来市、出雲市、雲南市、仁多郡の区域に限る）を起点・終点とする輸送については、1回につき10千円（1事業実施主体につき100千円/年を上限とする） イ ア以外の地域を起点・終点とする輸送については、1回につき20千円（1事業実施主体につき200千円/年を上限とする） ただし、自走により船積みする貨物は、4台で1回と換算する	

①境港新規利用企業助成事業計画

事業名	事業内容	摘要

②境港小口混載貨物利用促進助成事業計画

事業名	事業内容	摘要

③境港利用拡大助成事業計画

事業名	事業内容	摘要

④上海向け貨物利用促進助成計画

事業名	事業内容	摘要

⑤コンテナ航路広域荷主陸送費助成計画

事業名	事業内容	摘要

⑥国際フェリー・RORO機能船貨物利用助成事業計画

事業名	事業内容	摘要

⑦環日本海圏航路陸送経費助成事業計画

事業名	事業内容	摘要

他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

①境港新規利用企業助成事業実績

年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）

②境港小口混載貨物利用促進助成事業実績

年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）

③境港利用拡大助成事業実績

年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	前年実績	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）

④上海向け貨物利用促進助成実績

区分	年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）
新規利用						
増加利用						

⑤コンテナ航路広域荷主陸送費助成実績

区分	年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）
新規利用						
増加利用						

⑥国際フェリー・RORO機能船貨物利用助成事業実績

(1)

区分	年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）
新規利用						

(2)

区分	年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	前年実績（TEU）	実績（TEU）	助成金額（円）	補助金額（円）
増加利用							
20TEU超 利用							

⑦環日本海圏航路陸送経費助成事業実績

区分	発着地	年月日	利用事業者	区分（輸出・輸入）	実績（回）	助成金額（円）	補助金額（円）
ア 鳥取県 中西部・島 根県東部							
イ ア以外							

他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第3号（第5条、第11条関係）

年度境港利用促進支援事業収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

費目	本年度決算額	前年度決算額	差引	摘要
計				

（支出の部）（単位：円）

費目	本年度決算額	前年度決算額	差引	摘要
計				

境港貿易振興会
会長 様

鳥取県知事

年度鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県境港利用促進支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1)算定基準	金	円
(2)交付決定	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県境港利用促進支援事業費補助金交付要綱(平成 年 月 日付第 号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。)第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合には、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規定の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。